様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年　9月　30日    　　経済産業大臣　殿  　　　　（ふりがな）かぶしきがいしゃ　えすいーしー  一般事業主の氏名又は名称　株式会社エスイーシー  　　（ふりがな） 　　　 やなぎはら　せいじ  　　（法人の場合）代表者の氏名 　柳原　清司  住所　　〒040-8632  北海道函館市末広町22番1号  法人番号　6440001000206  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDX推進に向けた取り組み | | 公表日 | 2024　年　4　月　11　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社エスイーシー　公式ウェブサイト＞トップページ＞会社案内＞DX推進に向けた取り組み  https://www.secnet.co.jp/company/sec-dx/  【記載箇所】  ■当社を取り巻く環境変化  ■DX推進ビジョン  ■DXビジネスモデルの方向性 | | 記載内容抜粋 | ＶＵＣＡの時代と言われる中、当社は地域を代表するＩＴベンダーとしてこれまで築き上げてきた経験と実績を基に、DXによる課題解決を自ら実践しその成果を、この地のみならず全国の地方都市へ展開することで各地の発展を支援することが出来る企業でありたいと考えています。  当地域においては、既存システムが老朽化・複雑化・ブラックボックス化しており、データを十分に活用しきれず、新しいデジタル技術を導入しても、データの利活用・連携が不十分で効果も限定的となってしまう課題を抱えています。また、これら既存システムを大幅刷新する場合、ビジネスプロセス、業務プロセス変革が必要となり、現場の混乱により変革が進まないケースも少なくありません。  新しいDX時代に向けた基盤をクラウド、モバイル、AIを組み合わせ作り上げる過程で、社内人財の育成や組織の変革を推し進め、その成果をお客様のビジネスの創出へと繋げられるよう戦略的投資、技術獲得、リソースの適正配置を進めます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社ウェブサイトに記載されている内容は、取締役会に準じる経営の重要会議にて2024年3月1日に承認決議した内容となります。  また当社ホームページの公開内容も推進責任者である社長名で発信をしております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDX推進に向けた取り組み | | 公表日 | 2024　年　4　月　11　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社エスイーシー　公式ウェブサイト＞トップページ＞会社案内＞DX推進に向けた取り組み  https://www.secnet.co.jp/company/sec-dx/  【記載箇所】  ■自社のDX戦略  ■顧客へのDX戦略 | | 記載内容抜粋 | ＜自社のDX戦略＞  ■経営数字可視化  社内のデータを統合し、業績、経営概況を可視化し、経営の状況をより早く、正確に把握することにより、意思決定のスピードアップ、事業構造の変革、収益性のさらなる向上を目指します。  ■データマーケティング強化  　コミュニケーション基盤をクラウド化し、全社員が時間、場所にとらわれることなくモバイル端末からリアルタイムでデータ活用基盤にアクセスできるようにし、収集・蓄積されたデータを分析・洞察することで、社員一人ひとりの日々の営業活動・サポート活動のなかにおいてもデータマーケティングを取り入れ、顧客対応力を向上します。  ■デジタル技術を活用による生産性向上  　人材確保が厳しくなるなか、当社では業務の生産性向上を図って参ります。新しいデータ活用基盤により目標指数を策定し、全社での生産性向上に向けた取り組みを行います。技術者以外も活用できるノーコード、ローコード開発スキルを管理部門へも広げ、各々の業務で必要なものは自ら作り効率化を推進するという文化を醸成します。  　また、最新技術である生成AI等を利用出来る環境を社内に広げ、生産性向上に資する有効な活用方法を社員一人ひとりが見いだせる環境を作ります。  ＜顧客へのDX戦略＞  ■顧客向DXソリューションの強化  　当社は、システム環境・業務プロセスの抜本的見直しを行うと共にオンプレミスで提供しているサービスをクラウドへ移行しお客様へ提供して参ります。  　これらにより、当社の基本理念を実現すべく、お客様の業務の実態に合わせた「安心・安全」なソリューションとサポート体制を提供します。  　また、パートナー企業様のソリューションとの組み合わせによる共創活動を進め、お客様向DXソリューションメニューを拡大します。  　新たなサービスの検討は、自社DX戦略の成果を踏まえ、それら取り組みから得られたノウハウをお客様向け提案にも活かしていきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社ウェブサイトに記載されている内容は、取締役会に準じる経営の重要会議にて2024年3月1日に承認決議した内容となります。  また当社ホームページの公開内容も推進責任者である社長名で発信をしております。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社エスイーシー　公式ウェブサイト＞トップページ＞会社案内＞DX推進に向けた取り組み  https://www.secnet.co.jp/company/sec-dx/  【記載箇所】  ■DX推進体制  ■DX人材育成 | | 記載内容抜粋 | ■DX推進体制  当社はDX戦略を実現するため、部門横断型の「DX推進委員会」を設置。DX推進委員会の責任者は代表取締役社長が務めております。責任者が中心となり、最新のデジタル技術や事業環境、その動向を把握し、当社・お客さまのDX推進への適用可能性を検討しております。  また当社ITシステムについては、ビジネス環境や利用状況を踏まえ、情報資産の分析・評価を行い、その内容を取締役会等の会議体で議論しております。  ■DX人材育成  当社はDX戦略実現のためには会社全体でのDX推進力を高めることが必要であることから、全社DXリテラシーの向上を推進しております。  さらにローコード、ノーコード開発技術、クラウドシステム関連の知識を修得するとともに、先端ICT技術の応用開発を通じた技術レベルの向上も図っており、幅の広い技術力の修得に注力しております。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 株式会社エスイーシー　公式ウェブサイト＞トップページ＞会社案内＞DX推進に向けた取り組み  https://www.secnet.co.jp/company/sec-dx/  【記載箇所】  ■DX戦略実現に向けた環境整備 | | 記載内容抜粋 | 当社で既存システム維持にかかる予算を抑え、当社顧客接点の改革を進めるべく新しいデジタル活用基盤（新基幹システム構築、顧客DB整備）に対してIT投資予算を重点的にシフトさせていきます。  新しいデジタル活用基盤では、各種基幹システムから生成される受注情報をはじめ、顧客情報、システム導入履歴、サポート情報等、社内のあらゆるデータを一元管理し、これら集約したデータの分析が行えるようになります。  この基盤整備により、デジタルマーケティングへの取り組みを強化することが出来、当社戦略である営業変革が実現するものと考えます。  事業環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる社内ICTを推進しております。  働く場所を問わず、最大限業務を行える環境の整備（VDI化、電子化等）  支える基盤の強化（有線ネットワーク、無線ネットワーク、回線等）  意思決定とマネジメントのためのデータの利活用  データセンター機能の充実・強化  先端ICT技術の応用開発  新規ビジネスツールの開発 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 当社におけるDX推進に向けた取り組み | | 公表日 | 2024　年　4　月　11　日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 株式会社エスイーシー　公式ウェブサイト＞トップページ＞会社案内＞DX推進に向けた取り組み  https://www.secnet.co.jp/company/sec-dx/  【記載箇所】  ■DX推進目標（KPI） | | 記載内容抜粋 | 当社は DX 推進によって目指す姿を実現するため以下目標設定をしております。  ＜自社DX戦略におけるKPI＞  　■経営数字可視化  　・データ活用基盤構築　2026年度末までに構築完了  ■データマーケティング強化  　・コミュニケーション基盤　2025年度末までにクラウド移行完了  　・保守、サポート契約率の向上　2026年度末までに10％UP  　■デジタル技術を活用による生産性向上  　　・データ活用基盤による目標指数の策定、取り組み開始  ＜ロードマップ＞  　　　2024年10月：データ活用基盤の全体要件の定義  　　　2024年11月：現状分析と機能要件の決定  　　2025年 1月：導入形態・システムの検討  　　　2025年 3月：導入形態・システムの決定  　　　2025年 4月：新システムの導入準備  　　　2025年10月：新システムの稼働  　　　2026年 2月：新基盤活用の目標指数の策定、全社での生産性向上に向けた取り組み開始  　　・DX人財（技術者）の育成  （DXリテラシー関連講座の受講等）  　　・ノーコード・ローコード開発に関する勉強会開催  　　・DX人財育成に向けた資格取得促進  　　　　(AWS、高度情報処理技術者等)  ＜顧客向DX戦略におけるKPI＞  　　・DXソリューション関連売上の推進 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024　年　8　月　15　日 | | 発信方法 | DX戦略推進遂行責任者である代表取締役社長名で、当社ウェブサイトにて今後の方向性や戦略の推進状況について発信しております。  株式会社エスイーシー　公式ウェブサイト＞トップページ＞会社案内＞DX推進に向けた取り組み＞進捗状況について  https://www.secnet.co.jp/pdf/dx\_202408.pdf | | 発信内容 | ■経営数字可視化  ・基幹システムのクラウド化の取り組み状況  当社における基幹システムのクラウド化の計画を立案し、計画通り進捗。  ■データマーケティング強化  ・コミュニケーション基盤の移行について、システムを選定し、スケジュールの検討を開始  ■デジタル技術を活用による生産性向上及び顧客向DX戦略  ・ローコード／ノーコード開発のＫｉｎｔｏｎｅを使用して開発したシステムの勉強会の実施及び社内顧客管理システムの開発を開始。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024　年　　4月　11日 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施し、IPA自己診断フォーマットに入力しております。  最新のデジタル技術については、DX推進体制のDX戦略推進遂行責任者である代表取締役社長が中心となってその動向を把握するとともに評価し、お客様向けのソリューションへの適用の可能性を検討しております。また、自社のITシステムについては、ビジネス環境や利用状況をふまえ、情報資産の現状を定期的に分析・評価し、取締役等で議論しております。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2003年　4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 当社では情報セキュリティ対策を重要な経営課題として捉えております。  情報セキュリティ基本方針に則り、情報セキュリティ監査を標準マニュアル化し、組織全体での対応方針を策定しております。  また、以下の通り、内部監査、外部監査(第三者審査)を行い適宜リスク把握に努めております。  ＜当社情報セキュリティ監査の実施状況＞  ・監査目的  　情報セキュリティ対策基準等の各種ルールに沿った運用が正しく行われているか  ・監査対象  　本社及び各事業所における「運用している機器/ソフト/通信キャリアクラウドサービス」  ・監査の実施期間  　＜内部監査＞  　　セキュリティ・個人情報保護(全社対象)  　　　毎年原則10月(直近2022年11月、2024年2月)  　　ISMS(ISO/IEC27001、27017)(認証範囲)  　　　毎年原則2月、8月(直近2023年8月)  　＜社外監査(第三者審査)＞  　　個人情報保護(プライバシーマーク)(全社対象)  　　　2年毎2～3月頃(直近2023年2月)  　　ISMS(ISO/IEC27001、27017)(認証範囲)  　　　毎年9月頃(直近2023年9月)  ・監査実施者  　＜内部監査＞  　　各規格の内部監査員資格所有者(社外研修または  社内研修修了者)  ＜社外監査(第三者審査)＞  　　個人情報保護(プライバシーマーク)  　　　　DPJC(一般社団法人北海道IT推進協会  北海道プライバシーマーク審査センター)  　　ISMS(ISO/IEC27001、27017)  　　　　JQA(一般財団法人日本品質保証機構)  ・採用した監査手続きの概略  　＜内部監査＞  　 内部監査規程に基づき、内部監査員がCSR推進室作成のチェックシートを用いてルール遵守、セキュリティリスクの状況等を確認  　＜社外監査(第三者審査)＞  　　個人情報保護(プライバシーマーク)  　　　「プライバシーマークにおける個人情報保護マネジメントシステム構築・運用指針」に基づき、文書審査、現地審査により安全管理措置の状況等を確認  　　ISMS(ISO/IEC27001、27017)  　　　規格の要求事項、管理策を基に、当社のルール　遵守、セキュリティリスク、管理策の実施状況等を確認  ・上記に加え、当社取り組みとして、情報セキュリティ委員会を設置し、セキュリティ対策・緊急インシデント発生時の 対応方法、管理体制の見直しや再発防止計画を作成しPDCAを回しています。情報セキュリティ委員会での検討事項は必要に応じて取締役会でも共有し重要な経営課題として対策検討を行っております。直近の問題は発生しておりません。  ・SECURITY ACTION制度に基づき「二つ星」の自己宣言を行っています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。